

奈良県告示第四百六十六号

奈良県希少野生動植物の保護に関する条例（平成二十一年三月奈良県条例第五十号）第三十条第一項の規定により、特定希少野生動植物カツラギミ保護管理事業計画を定めたので、同条第四項の規定によりその概要を告示し、当該保護管理事業計画を奈良県くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課において一般の閲覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 対象とする種

カツラギミ

二 事業の目標

生育地において現存する個体の生育状況及び生育環境について常に把握し、自然繁殖可能な環境を作り出すことを目標とする。

三 事業を行う区域

県内の本種が生育する地域

四 事業の内容

事業計画は、次のとおりとする。

1 生育地の巡視

希少野生動植物保護巡視員等による定期的な巡視及びモニタリングによる生育状況等の把握

2 分布の把握

本種の分布情報の収集及び把握

3 生育環境の改善

生育地周辺の草刈り、間伐及び林床のササ類の除去の実施並びに実生の育成方法の検討

4 協働・啓発活動

関係行政機関、県民等への普及啓発の推進